

「中堅・中小企業のIPO活性化のための上場制度の整備等について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、中堅・中小企業のIPO活性化のための上場制度の整備等について、その要綱を昨年12月20日に公表し、本年1月19日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、3件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. 本則市場の上場審査基準等の見直し	
1	(1) 企業の継続性・収益性に関する審査基準等の見直し ・「今後は上場後において安定的に利益を計上することができる事が確認できれば上場可能とする」とのことであるが、その利益の水準はいくらか。	※安定的に「黒字」を計上できることを確認します。その確認は、新規上場申請者のビジネスモデル、過年度の業績動向及び事業計画等を勘案して行います。
2	(2) 「純資産の額」基準の見直し ・新規上場に伴う公募による調達見込額を加算できることとなることにより、基準の額を充たすことを目的に極端に多額の公募を企図する企業や、公募の結果、調達額が見込みより少なく、上場日における純資産の額が基準の額を下回る企業が現れる可能性があるが、そのような懸念についてはどう考えるか。	※公募の手続きは、元引受取引参加者による適切な審査、公開価格及び配分の決定手続を踏まえ実施していただくことになっておりますので、調達資金の使途との比較で極端に多額の公募や、極端に基準の額を下回るような公募は実施されないものと認識しています。
3	(4) 標準上場審査期間の設定 ・上場準備会社の負担軽減のため、主幹事証券会社による審査内容をより活用するなどして、提出する書類の軽減やヒアリング項目の軽減など更なる上場審査プロセスの効率化を図って欲しい。	※主幹事証券会社から「公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面」を受理し、上場審査において活用するなど、昨年3月のマザーズの見直しと同様の効率化を図っていきたいと考えております。
4	(6) 新規上場申請前の合併等に関する提出書類の見直し ・今回の見直しは、被合併会社の概要書等の提出を求める水準を5	※被合併会社の概要書等の提出を求める水準を50%に引き上げる以

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	0%に引き上げる以外に、「重要な影響」に関する考え方へ変更はあるのか。	外、「重要な影響」に関する考え方へ変更はありません。
	3. その他	
5	<p>・上場適格性の判断の一環として、現状は社長・監査役への面談を実施しているが、昨今の企業不祥事等を踏まえ、これを拡充して、独立役員など他の役員についても適格性を判断する機会を設けてはどうか。</p>	<p>※ご指摘の点を含め、今後の上場審査の実効性向上について、引き続き検討してまいります。</p>

提出者：1、3、5=個人、2、4=三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

以上